

資料8 単年卸に関するよくあるご質問と回答

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 複数の商品を申し込みする場合、商品ごとに「電力卸取引申込書（単年卸）」の提出が必要か。 | 商品ごとに1つの「電力卸取引申込書（単年卸）」をご提出ください。 |
| 2 | 最大でいくつの商品を申し込みできるのか。 | 現在、当社と受給契約がある事業者さま（2023年4月1日から2024年3月31日の契約に限ります。）は、標準メニューの商品4種類（ベース型、ミドル型、通告型α、通告型βを各1つずつ）に加え、現行契約の契約更改分についてお申込みいただけます。 ※現行契約が1契約の事業者さまは最大5種類、現行契約が2契約の事業者さまは最大6種類お申込みいただけます。 現在、当社と受給契約がない事業者さまは、最大4種類（ベース型、ミドル型、通告型α、通告型βを各1つずつ）お申込みいただけます。 なお、通告型βの第2回の募集については、需給管理業務における委託手続きにかかる期間を考慮し、複数年卸または単年卸の第1回の募集において、当社が通告型βの契約者決定通知を送付し、需給管理業務の委託に関する協議が整った事業者さまに限り申し込みいただけます。 |
| 3 | 「電力卸取引申込書（単年卸）」の秘密保持に関する誓約（別紙）について、秘密保持の開示先として親会社等を追加することは可能か。 | 秘密保持の開示先を追加する場合は、追加を希望される事業者名、本卸募集の申込者である事業者さまとの関係（例：親会社）、開示理由（例：取引の実施にあたっては親会社の決済が必要となる）を当社までメールにてご連絡ください。 開示先追加の可否については、当社にて判断させていただき、開示先追加が可能な場合は秘密保持の修正案を当社からメールにて送付します。 なお、秘密保持の開示先以外の修正はいたしかねますので、ご了承ください。 |
| 4 | ミドル型商品について、標準メニュー（平日8-20時）以外の時間帯を希望する場合、利用率を33%以上に設定する必要があるか。 | 33%は標準メニューに記載のミドル型の利用率を記載したものであり、利用率の下限値の設定はございません。例えば、「平日8-17時」のように利用率が33%を下回るお申込みも可能です。検討を進められるにあたり、ご不明な点等ございましたら、具体的な受給パターンを事前にご相談ください。 |
| 5 | ミドル型商品について、連続していない時間帯での受給は可能か。 例：受給時間帯を平日の朝（6-8時）と夕方（18時-22時）とする。 | 連続した時間帯でお申込みください。 |
| 6 | 商品ごとに販売上限量を設定しているのか。 | 商品ごとの販売上限量は設定しておりません。 |
| 7 | 1つの商品に対して、希望する受給料金単価を複数申し込むことは可能か（例：ベース型商品について10円/kWhで1MW、20円/kWhで1MWと、2つの単価で申し込み）。 | 1つの商品に対して、複数の希望受給料金単価をお申し込みいただくことはできません。 |
| 8 | 希望受給料金単価の再申込（1回目、2回目）が可能とあるが、1回目の通知で「約定圏内」と通知されたとしても、最終的に「契約可」となるとは限らない（他事業者の再申込み内容により、結果は変わり得る）ということか。 | そのとおりです（申込商品ごとの契約可否については、3回目の約定処理〔2回目の再申込後に実施〕で決定いたします）。 |
| 9 | 通告型βにおける需給管理業務の委託とは、具体的にどのような業務を委託することになるのか。 | 通告型βは、委託いただくエリアにおける小売需要および調達電源に関する全ての需給管理業務を委託いただくことを前提としたメニューです。 具体的には、以下の内容を当社またはESSへ委託いただきます。また、委託いただくエリアのBGは、当社またはESSの子BGとなっております。 ・需要想定 ・需要計画、調達計画の作成および電力広域的運営推進機関への通知 ・余剰電力および不足電力の日本卸電力取引所での取引 等 |
| 10 | 通告型βにおける需給管理業務の委託費は、どの程度か。 | 需給管理業務委託費につきましては、委託業務の内容等により委託費が異なり、当社またはESSとの協議のうえ決定いただくことになるため、具体的な金額はお示しできません。 <需給管理業務委託費の概算について> 通告型βの申込締切後、速やかに当社にて委託先を決定し、需給管理業務委託費の概算を算出するために必要な事項について、当社よりご連絡いたします。必要な事項の確認が全て完了したのち、1週間程度を目途に、概算の費用をお知らせいたします。 |
| 11 | 通告型βが約定したのち、需給管理業務の委託協議が整わず、契約締結にいたらない場合、違約金は発生するのか。 | 契約者決定通知後、需給管理業務の委託協議が整わないことを理由に契約を辞退される場合は、原則として、違約金をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。 |
| 12 | 需給管理業務を委託できるのは、どのエリアか。 | 基本的には、中国エリアとなりますが、そのほかのエリアを希望される場合は、別途ご相談ください。 |